



Title	清代前期の罷市試論 : その概観と事例考察
Author(s)	金, 弘吉
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1992, 26, p. 21-62
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/48037">https://hdl.handle.net/11094/48037</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 清代前期の罷市試論

— その概観と事例考察 —

金 弘 吉

## 目次

はじめに

### I. 清代前期罷市の概観

1. 罷市の意味と分類
2. 罷市の要求内容とその性格
3. 罷市の主動者

### II. 新寧縣事件の顛末

1. 発端
2. 経過

### 3. 事件の処理

### III. 新寧縣事件の主動者

- IV. 罷市に対する国家の対応
1. 国家の対応策の推移
2. 罷市認識の変化

むすび

## はじめに

中国の歴史上数多く起きた民衆の抵抗運動の中で、前近代の罷市に関しては、今までほとんど注目されて来なかつた<sup>(1)</sup>。所謂農民反乱とか都市民変とは異なり、罷市そのものは、その性格上、暴力的な手段を伴わず、一見消極的な意思表示と見えるだけに、あまり魅力的な題材とは思われなかつた故かも知れない。

実際筆者自身のイメージも、以前は商人のストライキくらいに止まっていた。しかし、清初の史料に出現する罷市の記事は、それが、商人だけでなく他の集団によっても、自己主張ないし抗議の手段として使われたことを示していた。そこには、小さい事件ではありながら、当時の社会の性格や地域社会の在り方などが窺えるものが相当存在する。そこで筆者は、罷市そのものについて、改めて追究する必要性を感じたのである。

その解明のためには、具体的に次のような問題が解決されねばならないと考えられる。(1) 罷市主動者の社会的成分、(2) 罷市の起る地域的範囲及び関連する事柄の空間的範囲、(3) 罷市の原因及びその目的達成度、(4) その経済的影響及び都市商業構造との連関性、(5) 罷市に対する国家権力の対応、等々。こうした問いに何らかの答えができれば、罷市を社会経済の構造的な面で把握することができ、また民衆の抵抗運動の中での位置付けもある程度可能となり、延いては、中国の社会構造の表象としての意味も考え得るであろう。

史料としては、罷市に関する記録が比較的詳しい殊批奏摺類を主に用いた。時期的には、罷市に対する嚴罰条例が出現する雍正・乾隆年間を中心として事例を集めてみた。<sup>(2)</sup>しかし、右のような問いに全て解答し得るような史料はなかなか出てこなかつた。不十分な史料ではありながら一応集めた個々の事例の具体的な紹介は別稿に譲り、こ

ここでは、康熙年間から新寧縣事件が起る乾隆三十年頃までの罷市の分類及びその大体的な傾向を提示するに止めることとする。

事例分析の対象として湖南の新寧縣を扱んだのは、罷市に至る過程などが比較的詳しく記録されている史料があったからである。しかし右で提起した(1)〜(5)の問いに全部答えてくれるものでは全然なく、本稿では止むを得ず、(4)を解くための試みは放棄せねばならなかった。

## I. 清代前期罷市の概観

### 1. 罷市の意味と分類

本稿では罷市を「商人たちが何らかの意思表示で、平素ならば商店を開く時間に、一斉に商店を閉めること」という意味で用いる。従って、平常時閉店する時間になって商店を閉めることとか、年中行事で休業すること等は含まれない。<sup>(3)</sup>

ところで、罷市のその「意思表示」は、必ずしも商人自らのものだけではなかった。外部の圧力によるか、または緊急事態の発生で仕方なく商店を閉める場合がある。事件の原因も、商人の利害と直接的に関連するものもあれば、より公共的な、地域社会共同の問題によるものもある。商人の利害と直接に関連があることで商人自ら罷市する場合をM、地域社会共同の問題で、外部の雰囲気や圧力によって罷市する場合をPと表示しておく。

また、罷市が主にその闘争手段として用いられた場合と、示威・鼓噪・殴打・破損等が主な手段で、罷市は付随的な手段かそれらの結果物に過ぎない場合がある。前者をC、後者をVと表示しておく。

以上の基準で、探索し得た事例を分類したのが表一である。表を見ると、M(11件)よりP(38件)がずっと多いことに気が付く。罷市が単なる商人の意思表示のみならず、それ以上の意味の持つことを示唆する。C(28件)とV(22件)の数は大した差はないが、この表には罷市があったら当然Vに分類されるべき他の事件は載っていないので、この比較はあまり大きな意味を持つこととは思えない。それよりは、Vに属する諸事件を罷市事件と見て良いかどうかが問題である。

MVの諸事例は、搶奪が起っているかまたはその可能性が大きい状態

表一. 清代前期(康熙~乾隆30年頃)罷市発生概況  
 <K:康熙, Y:雍正, Q:乾隆>

	時 期	地 域	原 因	主 動 者	類型
K 1	14. 4月?	江蘇松江府	均田均役の不施行に反発	生員?	PCs
K 2	19. 7. 14-	安徽太平府蕪湖縣城	鈔関郎中の苛徴告発	生員	MCs
K 3	36. 6月	杭州府城一部	旗人横暴に抗議	商人	MCs
K 4	41年	江西吉安府永新縣城	知縣留任要求	縣民	PCf
K 5	43年?	湖南長沙府醴陵縣城	知縣の悪政に反発?		PC?s
K 6	46. 7月?	蘇州府城婁門付近	糶米の高い価格に反発	付近民?	
K 7	47. 6. 12	湖南長沙府城	平糶継続要求	府民	PVs
K 8	47. 8月	浙江寧波府	出境売米の請禁	士民	PCs
K 9	49. 9. 11	湖南長沙府瀏陽縣城	官吏の不正隠蔽	吏役・棍徒	PC
K 10	52. 6月	山西澤州	知州留任要求	州民	PCs
K 11	54. 4. 13?	江蘇蘇州府城	巡撫の保留要求	訟師・地棍	PCf?
K 12	50年代中	湖北德安府孝感縣城	虐政に抗議	縣民	PCs
Y 1	1年5月	直隸宣化府城	有力者炭鉞開採禁止要求	士民	PCs
Y 2	1. 7. 18	山東?	布政使留任要求	士民	PCas
Y 3	2. 6/7月	浙江杭州府城	巡撫の判決に不服	商民	MCs
Y 4	2. 11月	直隸宣化府張家口廳	知縣の舖戸頭責革不満等	舖戸頭?	MC
Y 5	3. 3月末	廣東廣州城	平糶問題?	百姓	V
Y 6	3. 5月?	貴州威寧府安順府	知府留官要求	「流棍」	PCf

Y 7	4. 4月?	福建延平府等	米価高	「奸民」	PV
Y 8	4. 4. 27	福建邵武府建寧縣城	外糶減少要求	「奸民」	MVs
Y 9	4. 5. 10	福建省城南臺付近	外糶阻止	「奸民」	MVf
Y 10	4. 7. 28	浙江杭州府城	錢塘・仁和縣の光丁問題	「土棍」	PV
Y 11	4. 9. 22	福建泉州府廈門	典史の屯欠徴追に不満	「奸棍」	PC
Y 12	5. 3. 12	浙江紹興府城	搶奪訛伝	「棍徒」	MV
Y 13	5. 6月?	湖北武昌・漢陽府	災害時の謠言	監生・甲長	PV
Y 14	5. 7. 5	江蘇淮安府城	兵士の為民要求	漕標兵丁	PVf
Y 15	6. 8月	江西贛州府寧都縣城	滞納した生監の監禁	武拳人	PCf
Y 16	7. 2. 8	四川保寧府城内外	知府留官	商民	PCf
Y 17	8. 5. 30	江蘇崇明縣新開河鎮	麦租不納要求	刁民・棍徒	PV
Y 18	13. 6. 16	安徽安慶府桐城縣	宗族の勢力争い	光棍・族人	PV
Y 19	13年	貴州鎮遠府施秉縣城	知縣卒哀悼	縣民	PC
Q 1	1. 3. 30	江蘇鎮江府丹徒縣城	私塩取締に反発	私塩販人	PV
Q 2	1. 12. 15	江蘇揚州府興化縣城	放賑不足	飢民	MVs
Q 3	2. 2. 26	盛京	屠戸の課税不満	屠戸	MC
Q 4	6. 5月	廣東潮州府潮陽縣城	平糶継続要求	「刁民」	PVs
Q 5	6. 6月	浙江杭州府城	巡撫保官	府民男女	PCf
Q 6	6. 8. 28	江蘇常州府靖江縣城	報災要求	監生・刁民	PCf
Q 7	6. 秋冬	江蘇丹徒・崇明縣	告災	災民?	PC
Q 8	7年	山西解州安邑縣城	地丁銀反対	縣民	PV
Q 9	7. 秋?	江蘇揚州府寶應縣等	有力家の救賑包含要求	生員・族人	PV
Q 10	8. 4月	湖南永州府祁陽縣等	米流出反対	道民	PV
Q 11	8. 閏4. 6	江西吉安府永豐縣城	平糶の減価要求	「奸民」	PV
Q 12	11. 3. 5	湖南永綏廳花園汛	巡檢の雇夫短価に抗議	片頭・舖戸	PC
Q 13	11. 6月	浙江台州府臨海縣城	知府の屠戸取調に不満	屠戸	PV
Q 14	11. 8. 1	江蘇徐州府宿遷縣城	知縣の普賑未准	生員	PCaf
Q 15	13. 1. 16	徐州府沛縣夏鎮	流民の搶奪	流民	MV
Q 16	13. 5. 8-	揚州府泰州安豊場等	塩価増額要求	竈戸・棍徒	PC
Q 17	16. 5. 7	杭州府城一部	兵民喧嘩	舖戸	MV
Q 18	17. 6. 8	湖南長沙府湘鄉縣城	平糶での揉め事	「刁民」	PC
Q 19	29. 7. 19	湖南寶慶府新寧縣城	知縣の告訴人監禁に不服	地棍	PCs
Q 20	30. 1. 24	河南開封府河陰縣城	廢縣反対	生員	PVf

典拠（奏摺：各時期の硃批奏摺、『康』：『康熙朝漢文硃批奏摺彙編』北京 1985 ff.,『雍』：『宮中檔雍正朝奏摺』台北 1977 ff.、『乾』：『宮中檔乾隆朝奏摺』台北 1975 ff.、『城鄉』：『康雍乾時期城鄉人民反抗鬥爭資料』上下冊、北京 1979）

- K 1 『松郡均役成書』忠集、分守道結案文（濱島敦俊『明代江南農村社会の研究』1982 p. 510より得知）
- K 2 黄冊 20年10月30日 監察御史李見龍題（『城鄉』下 pp. 548-9）
- K 3 『清朝野史大觀』卷五 清人逸事、杭州駐防。
- K 4 『清代吏治叢談』卷一、張明府深得民心。
- K 5 『趙恭毅公自治官書』卷十六 獻斷、批張文偉控。
- K 6 奏摺 46.8月 蘇州織造 李煦（『康』1冊 p. 711）
- K 7 『趙恭毅公贖粟』卷二、遵旨明白回奏仰祈睿鑒疏 24b-26a。
- K 8 奏摺 47.8.22 浙江提督 王世臣（『康』2冊 pp. 165-9）
- K 9 『趙恭毅公自治官書』卷七 奏疏、題參劉陽張縣丞。
- K 10 『清代吏治叢談』卷一、佟刺史誠心愛民。
- K 11 奏摺 54.4.14 李煦（『康』6冊 p. 148）
- K 12 『清代吏治叢談』卷二 魏青天之政績。
- Y 1 奏摺 1.5.16 ff. 直隸巡撫 李維鈞（『雍』1輯 pp. 275-6 ff.）
- Y 2 同 1.8.12 戶部郎中 博爾多（『雍』1輯 pp. 278-9）
- Y 3 同 2.7月？ 姓名不明（同 1輯 p. 278）
- Y 4 同 2.11.23 宣化總兵官 許國桂（同 3輯 p. 513）
- Y 5 同 4.6.4 江西巡撫 裴率度（『雍正硃批論旨』台北印行本第二冊 p. 665）
- Y 6 同 3.6.3 貴州巡撫 石禮哈（『雍』4輯 pp. 459-60）
- Y 7 同 4.5.14 福建巡撫 毛文銓（同 6輯 pp. 14-6）
- Y 8 同 4.6.19 閩浙總督 高其倬（同 6輯 pp. 173-6）
- Y 9 同 4.5.10 福建巡撫 毛文銓、et al.（同 Y 7）
- Y 10 同 4.8.2 浙江巡撫 李衛（同 6輯 pp. 400-2）、et al.
- Y 11 同 4.10.13 閩浙總督 高其倬（同 6輯 p. 739）
- Y 12 同 5.3.24 浙江巡撫 李衛（同 7輯 pp. 667-8）
- Y 13 同 5.7.9 湖北總督 傅敏（同 8輯 pp. 491-2）
- Y 14 同 5.7.15 江南總督 范時繹（同 8輯 pp. 552-3）

- Y15 同 7.1.29 江西巡撫 張垣麟 (同 12輯 pp. 352-4)
- Y16 同 7.2.22 四川巡撫 憲德 (同 12輯 pp. 489-90)
- Y17 同 8.6.6 浙江總督 李衛 (『雍正硃批諭旨』第八冊 p. 4506)
- Y18 同 13.6.26 江南總督 趙弘恩 (『雍』13輯 p. 916)、et al.
- Y19 『小倉山房文集』卷二十七、施秉縣知縣蔡君傳。
- Q 1 奏摺 1.4.4 浙江總督 嵇曾筠、et al. (『城鄉』下 pp. 556-8)
- Q 2 同 1.12.27 江蘇巡撫 邵基 (同上 p. 562)
- Q 3 吏科題本 3.9月 盛京戸部侍郎 雙喜 (同上 pp. 551-2)
- Q 4 『高宗實錄』6.7.庚午(8) 上諭、etc.
- Q 5 『小倉山房文集』卷二十五、原任浙江巡撫盧公神道碑。『清史稿』卷337、盧焯傳。
- Q 6 奏摺 6.11.8 兩江總督 那蘇圖 (『城鄉』下 p. 563)
- Q 7 『高宗實錄』7.1.庚寅 同上人 奏。
- Q 8 『小倉山房文集』卷八、記富察中丞四事。
- Q 9 奏摺 8.1.26 兩江總督 德沛 (『城鄉』下 pp. 563-4)
- Q10 同 8.5.1 湖南巡撫 阿里袞 (同上 p. 590)
- Q11 同 8.閏4.27 江西巡撫 陳弘謀 (同上 p. 572)
- Q12 同 11.3.5 湖南巡撫 楊錫紱 (同上 p. 552)
- Q13 『高宗實錄』11.6.甲午(30) 浙江巡撫 常安 奏。
- Q14 奏摺 12.3.15 江蘇巡撫 安寧 (『城鄉』下 p. 564)
- Q15 同 13.4.10 同上人 (同上 pp. 565-6)
- Q16 同 13.7.26 河道總督 周學健 (同上 p. 554)
- Q17 同 16.9.14 浙江巡撫 永貴 等 (『乾』1輯 pp. 657-658)
- Q18 同 17.7.4 湖南巡撫 范時綬 (『乾』3輯 pp. 286-288)
- Q19 同 29.8.10 湖廣提督 李勳、et al. (『乾』22輯 p. 387 ff.)
- Q20 同 30.1.29 河北鎮總兵官 馬建學、et al. (『乾』23輯 p. 785 ff.)

注：史料不足で分類し難いものは空欄にしておき、ある程度推測できるものは、可能性が大きい方に属させ、?符号を付けた。s と f の表示は、罷市を起した目的が達成されたか否かを指す。a は罷市を起そうとしたが、未遂で終わったことを表す。

況で、商人が自分の商品の安全のため自ら店を閉めた場合に全て属する。これらは、商人の消極的な自己防衛に過ぎず、事後の官側の措置も契機となったその原因を問題にしており、罷市そのものを追及していない。<sup>(4)</sup>これらは、罷市の問題で扱うにはあまり適した対象ではないと思う。一方PVの方は、付随的とは言っても、<sup>(4a)</sup>罷市がその闘争手段として用いられており、それを無視する訳にはいかない。官側からも「勒令罷市」は罪に問われている。しかしこれを罷市闘争事件として扱うには躊躇せざるをえないのである。

本格的な罷市闘争と呼ぶべきものはMCとPCである。MCは、商人自らの要求とか抵抗の表現として罷市する場合で、これこそ近代の罷市と軌を一にする、商人の主体性が一番強く現れているものである。しかしこれは全部で五件に過ぎない。

最も多く、二十三件の例を見せているのはPCである。つまり地域のある集団とか勢力、または一般民が、その意思を、主に罷市という手段を通じて表示する場合である。なぜ彼等はそんなに罷市に頼ったのであろうか。当時社会で罷市は一体どういう意味を持つ事象であったのだろうか。

## 2. 罷市の要求内容とその性格

まず、民側の抵抗や要求の内容の検討から始めよう(表二参照)。全体的にまず言えることは、個別の事件がどの範疇に属するものであれ、その抵抗や要求の相手は全部が官府であった事実である。<sup>(5)</sup>つまり罷市は、民が官に対してものを言う時、用いる手段の一つであったのである。

それは官側にとってどれぐらいの意味を持つものであったのだろうか。罷市の最も古い典拠として普通引用される

表二. 要求内容の分類

	K	Y	Q	計
A	2. 5. 9. 12		12	5 件
B	4. 10. 11	2. 6. 16	5	7 件
C	1	1. 3. 4. 10. 11. 15	3. 8. 13. 19. 20	12 件
D	6. 7. 8	5(?). 7. 8. 9. 17	2. 4. 6. 7. 9. 10. 11. 14. 15. 16. 18	19 件
その他	3	12. 13. 14. 18. 19	1. 17	8 件

- A：官吏の過度な収奪や苛政に反発した事件。  
 B：地方官の転職とか、解任を保留させようとしたもの。  
 C：官府の判決が行政的な措置に反発したもの。  
 D：自分達の経済状況、困難を主張し、何らかの経済的な措置を要求したもの。

晋代の羊祜の故事を見ると、民が羊祜の死を悲しんで罷市している。<sup>(6)</sup>また唐の徳宗時代の長安の罷市では、類例のない重課税に都市民が反発し、政府はそれを撤回した。<sup>(7)</sup>表一を見ると、特に康熙年間には、民の要求を権力が受け入れられている場合が多い(sと記されている例の各時代の比率を参照されたい)。またその要求を受け入れないとしても、その事柄を早速検討・処理することが普通であった(Ⅳ章参照)。官側のこうした態度は、何よりも、罷市を通して出ている要求が、商人だけでなく地域民一般の意思表示なしは輿論である、との認識を、官憲は一般に有していたためではないだろうか。K 8の浙江提督王世臣の奏摺にある「……合郡士民、恨深切齒、罷市請禁。」という表現や、Y 16で憲徳が知府の留官請願の経緯を疑いつつ、「有何德澤深入民心、直至罷市。」と述べていること等は、まさしくそういう認識が元にあったことを語ってくれるのである。民としては、官側のこうした認識及び措置があればこそ、他の集団が商人に「勒令罷市」する必要性があったのでは

ないだろうか。史料に頻出する「罷市を強制し、官長を束縛しよう」と企てる（勅令罷市、希圖挾制官長）」という表現は、まさしくこうした脈絡で理解すべきである。

次は、表一と二で分類した諸範疇の集合関係を見たい所であるが、紙面の関係で詳論ができない。ただ表三を参照しながら、次のことだけを言及するに止めたい。

経済的要求を主内容としている事件（D）はMVかPVに属するものが多く、それ以外のものは大部分MC PCに属する。つまり、Dの多くは、罷市以外の方法をその主な闘争手段として使っているのである。<sup>(8)</sup> また同じくDに属していてもMVとPVに該当するものは、かなり厳しい経済状況に晒されている場合が多く、生存権闘争的な性格を帯びているとも言える。一方、罷市を主な闘争手段

としているMC PCの方では、経済的な要求と直接的には関連の遠い事件が目立つ。またMC PCに属する場合は、同じく経済的なものでも、それが完全な経済的窮地に追い込まれている状態ではなく、ある程度の余裕を持った上での闘争、乃至現状の維持要求という性格のものが多<sup>(9)</sup>い。詳しいことは別稿に譲りたい。

要求内容の性格でもう一つ検討せねばならないものは、その持つ地域的な性格である。しかしこれも、紙幅の関係で詳論することができず、ただ表四を見ながら、簡単に紹介するくらいに止めざるを得ない。

罷市が起った空間は、ほとんどが縣城・府城・省城等行政の中心地である。相手の官府がそのような所に在るの

表三. 各範疇に属する事件数

	MC	PC	MV	PV	不明	計
A	1	4				5
B		7				7
C	3	5		4		12
D		6	4	7	2	19
其他	1	1	2	4		8

表四. 罷市の空間的範囲

事柄の空間的範囲 罷市の起った地域の行政的レベル	省		府		縣		其他	計
	城内	隸下地域	城内	隸下地域	城内	管轄地域		
省 城	K3.7 Y3.13 Q17	K11 Y2 Q5	Y9	Y5?		Y10	Q3	12
府 城			K6? Y12	K1.8.10 <sup>a)</sup> Y1.6.7? 16			Y14	10
縣 城					Y8? Q4?.9. 10? 11?	K2.4.5.9. 12 Y19 Q2.6.7.8. 14.18. 19.20	Y4 <sup>b)</sup> .15. 18 Q1.13	24
鎮・汛・場等							Y11.17 Q12.15. 16	5
計	5	3	3	8	5	15	12	51

- a) これは州城ではあるが、縣を四つも管轄している直隸州であるし、雍正6年には府に昇格されるくらいのものであるので、ここに含ませた。  
 b) 張家口廳は府の管轄下にある散廳であるため、縣レベルに属させた。

だから、当然であるかも知れない。一方、要求内容の空間的範囲を見ると、縣レベルの事柄が多く、ある程度共通する利害関係を持ち、且つ一つのまとまった意見を官に出し得る地域のレベルについて示唆を与えている。商人とか都市住民の問題で罷市する場合は、府城以上で起ったものが多く、商人や城市住民が一つの勢力として力を発揮し得る地域のレベルについて、やはり示唆する面があると思う。何れにせよ、罷市が起る場所は都市であるが、その要求内容は商人や都市住民の問題の方は少なく、府とか縣地域の全般的な問題の方が多かったのは、注目に値する。

### 3. 罷市の主動者

次に、罷市の主動者という面で、表一を見ると、生監層が十件、武拳人が一件、棍徒類十件、

所謂奸民・刁民が六件、縣民・府民等一般民が（飢民・災民も含めて）十三件、商人自ら起したのが六件、特殊職業または不明なものが五件である（重複の場合は生監層や棍徒類を優先させた）。

ところで、主動者が奸民・刁民若しくは一般民となっている事件でも、實際は棍徒等が主導していた場合が多くあったらしい。例えば、主動者が一般民となっている留官事件の方を見ると、石禮哈はY6事件の報告で、留官要請の罷市では必ず棍徒が事件を主動しており、且つそれは全国的な現象であると語っている。また、兵民の衝突から起ったQ17の事件で、乾隆帝の論は

且杭城省會重地、有將軍巡撫彈壓、何至兵民互毆。如果有罷市情形、則兵民中必有棍徒爲之渠魁、理應嚴加懲創。<sup>(12)</sup>（傍点筆者、以下同）

と述べ、罷市には必ず棍徒が主動者になっているという。表一で奸民・刁民及び一般民となっている場合も棍徒の主動と見ると、全体の半分を占めることになる。

主動者を見回すと、所謂社会の上層部の人はない。一番高いのが武拳人、次が監生・生員の順である。康熙・乾隆年間の武拳人・生監は社会の中間階層に属する。<sup>(13)</sup>その他は棍徒を始めとする一般民衆の方であるが、一つ考えられるのは、主動者の中には、識字能力を有する人が多くあったであろうということである。要求する事柄を官側に申し入れる場合<sup>(14)</sup>は言うまでもなく、伝單を撒くかそれを商店街に貼ることになると、<sup>(15)</sup>少なくとも伝單を書き文案を構想することができるほどの識字力の持主がいなければならないからである。彼等の中に識字人があったということは、生監層以外にも一般民衆を指導すべき知識人が存在していたことを示唆してくれる。

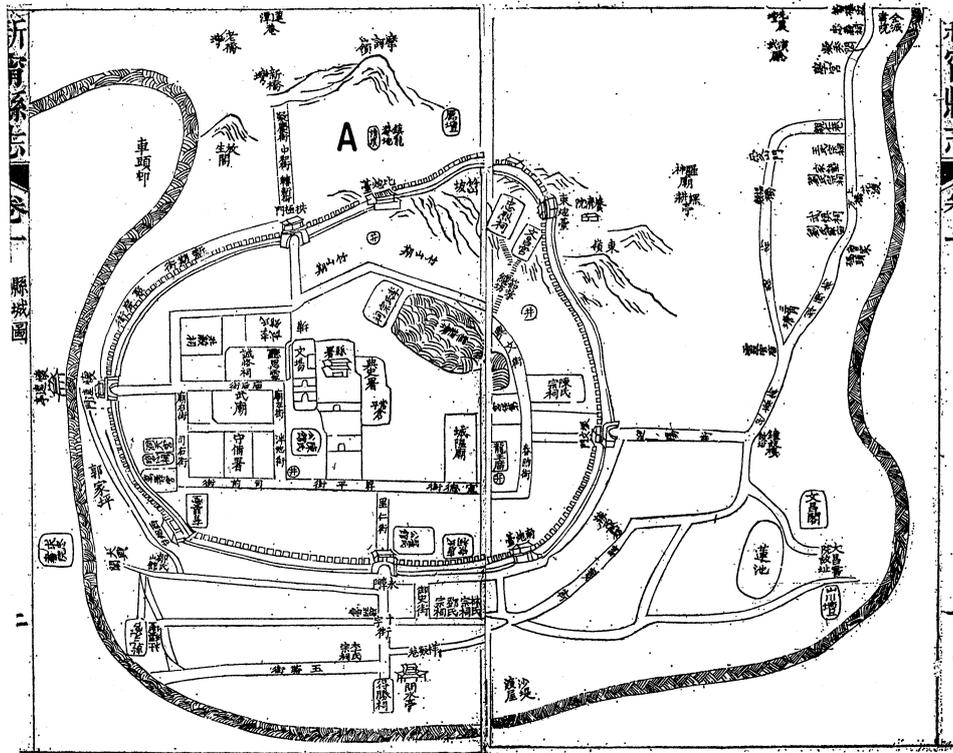
かかる人たちは、生監層のように国家によって身分を保証された階層ではないが、実際鄉村社会で一般民衆に及ぼす影響は、それに勝るとも劣らぬくらいではなかったかと思われる。<sup>(16)</sup> 筆者はこうした部類の人たちを「非特権有力戸」と汎称し、租税滞納の場で現われる彼等の存在に注目したことがあるが、<sup>(17)</sup> 罷市の場で活躍し、しかし歴史の舞台裏に隠れている彼らを浮上させ、その存在を具体的に確認し、またその活躍の実相を探ることも、本稿の目的の一つである。<sup>(18)</sup>

## II. 新寧縣事件の顛末

### 1. 発端

乾隆二十九年（一七六四）六月十六日、湖南省寶慶府新寧縣城北一里にある清泉庵（地図でAに表示されている所）では、縣城に住む四村の保長と彼らを呼んだ陽會庵・陳克相、そして消息を聞いて駆け付けた「地棍」陳德相・陳堅方の八名の會議が開かれていた。<sup>(19)</sup> 論議されたのは、縣政府の不正に対して府当局に訴訟を起すことと、その費用の捻出であった。不正とは、①縣の二十八年常平倉穀の短価買補（時価より低い価格の買上げ）、②税糧徵收時書吏の票錢多収、③斗級の蓆穀（まだ熟れていない穀物）掃取、④差役の魚価未払、等の内容を有するものであった。

費用は縣全体二十八村に割当てることにし、<sup>(20)</sup> まず毎村当一兩づつ賦課することとし、それで足りない場合は更に割当てる計画を立てた。ただ縣城から遠い村に対する徵收は時間を要したので、保長李長禧は、後に村に賦課する時に利得を取る心算で、八兩を立替えた。陽會庵は公約書四張を書いて李長禧に与え、<sup>(21)</sup> 四郷にそれを見せて徵收さ



新寧縣城圖

出典：光緒『新寧縣志』卷一、輿圖

せることにした。

七月四日、具体的な準備のための会議が開かれ、陽會庵・陳克相及び實際行動に出た人々が集まった。陽と陳は、告発内容として、前の四項目の外に、⑤黄白蠟・皮張・竹箆の短価買入、⑥銀匠の税銀多収、⑦差役と縣書の成規紊乱などを追加し、告発状を作成した。<sup>(25)</sup>そして陽は、府城に行つて告発する人と、縣城に残つて動態を探る人など、各々やるべき役割を指示した。

七月十二日が行動開始日であった。この日陽會庵は、劉周祐・徐賓賢・陳文重三人に府城に行つて告発状を出すように命じた。しかし徐と陳は、行く時になると身を隠し家に帰つてしまい、劉周祐一人で府城に赴いて告発を出すこととなった。

当時知府の正員は欠けており、常德府同知王錫蕃が知府を署理していた。王は、告発された書役の名前が記載されていないのが多いということで、劉を告状と一緒に該當縣に送り、そこで調査を受けるようにした。劉は十七日に新寧縣に帰つて来た。

十八日知縣李騰淵は審問に入った。まず告状に名前のある櫃書唐大禮など三名を審問すると同時に、一方では劉周祐に他の書役の名前を問うた。劉はそれには答えず、書役四十余名を全部やめさせ、定例によつて新しい書役は四郷の公議によつて充員さるべきであると主張した。知縣はその強要を悪み、劉を收監させた。劉の収禁が次の問題の種になる。

拘禁の消息を聞いたその弟舉賢は、縣城に駆け付け、陳德世に救援を請い、德世は陳克相とその方法を相談した。克相は即座に、族弟である陳堅方に伝単を書かせ、それを德世に与えながら言った。それを持ち、舉賢と共に縣城

の各店舗に行つて金を抛出させよ、と。その金とは、省城に行つて劉周祐積放の請願を出すための費用であつた。しかしこの時、舖戸から出た金が錢一、一一八文に過ぎず、省城に行く費用には足りなかつた。陳德世は、早く劉周祐を釈放させなければと思つて、その方法として罷市を計画することとなり、陳克相・劉舉賢もそれに同意した。罷市の発端である。

## 2. 経過

陳德世は、近隣の李玉若・陳奇元などを脅し彼を随行させ、東関の市場街に向つた。そこで彼は「劉周祐は公的なことで拘禁されたぞ。各舖戸は訴訟費用を多く出せうとしないのだから、店舗を開くのは許さん。若し敢えて従わないものがあれば、郷村の民と一緒に押しかけ、商いも品物も無事には済ませない。」と叫びながら回つた。夕方、ことを確實にするため、德世は昼間自分の叫んだ内容を伝單に書き、劉舉賢に城の四門に密かに行つて貼らせた。

十九日の朝、陳德世は一人で、郷民が（劉の拘禁に）不満であるという噂を巻き散らした。縣城内とその付近の商店は誰も店を開かなかつた。罷市が始まつたのである。

知縣は罷市の消息を聞くと、公文を防汛千総(28)向萬功に送り、一緒に関連者を逮捕しようと思つた。しかし千総向萬功は思惑が異なつた。彼はことを無事に済ませようと思ひ、紳士と耆老に開市を説得するよう要請する文を送り、また城内の街長(29)にも早く説得作業に入ることを伝達した。そして千総自ら各店舗を回り、店を開くことを懇懇と勧誘した。西南北関の商人たちはそれに応じたが、東関の商人たちは遂に応じなかつた。

二十日の朝、知縣は自ら直接関連者の逮捕を開始した。その途中千総に会ったが、千総は知縣が直接逮捕しようとしたら、刁民が何か良からぬことを起す恐れがあると言ひ、彼を引き止めた。それから千総は外委及び典史と一緒に再び説得作戦に出て、東関の店舗もいよいよ門を開いた。罷市は一日で終った訳である。

罷市は終わったが、ことを隠して済ますことはできまいと思つた知縣と千総は、二十二日各々上部の知府及び寶慶協副將に報告した。報告に接した知府は、一番早く二十五日に縣に至つた。翌日には陳德世など関連者を逮捕し、八月一日には府に押送して訊問に入つた。

八月十三日には、犯人等を省城に押送したが、巡撫喬光烈は、彼等を按察使と馱塩道をして審問させた。そして十八日には事件を皇帝に報告した。<sup>(30)</sup>そこには、事件の顛末の報告と共に、知縣李騰淵と千総向萬功の革職を上申する内容が入つていた。

九月十日乾隆帝の諭が下つた。それは巡撫喬光烈の過ちを詰責するものであつた。その過ちというのは、知府の大きな失策を看過している点と、このような大きな事件を巡撫が早く直接主宰・処理せず下部に任せたとする点の二つであつた。<sup>(31)</sup>知府の失策に関して帝は

如劉周祐具呈控府、名爲控役、實即控縣、乃署府王錫蕃、既不親審、又不委員、將案犯竟發本縣、是直以原告交被告矣。<sup>(32)</sup>

と言ひ、庸劣無能だと深責している。そしてこういうことを看過しただけでなく、事件の処理を安逸にしたという点で、喬光烈の罪を(吏)部に論議させる一方、刑部侍郎阿永阿を現地に派遣し、総督吳達善と共に事件を処理

せしめた。<sup>(33)</sup>

問題の署理知府王錫蕃に対しては、九月二十一日革職究審の旨が下った。ところで十月五日、王錫蕃は自宅で監視の隙を見て自縊してしまふ。<sup>(34)</sup>その責任が問われ、巡撫喬光烈は革職、按察使何逢禧は降補来京に処された。<sup>(35)</sup>

### 3. 事件の処理

新しく事件処理の責任を受け持った、刑部侍郎阿永阿と湖廣総督吳達善は、各々京師と雲南から出発して来る関係で、十月六日になって初めて湖南省城で会合することとなった。ところで、事件の処理結果を報告したはずの彼等の詳しい記事が、実録は勿論、奏摺類でも見つからない。実録にはただ、彼等が参奏した官員の処理を吏部に論議せしめる内容のみが、<sup>(37)</sup>また奏摺には、罷市を起した関連者たちを処罰した事実のみに言及する記事が、<sup>(38)</sup>出てくるだけである。彼等が奏摺を以て報告した可能性が大きいとするならば、台湾所蔵の檔案にはそれが落ちていないかも知れない。

ここでは止むを得ず、巡撫喬光烈の九月二十一日の奏摺に見られる擬案を紹介することにし、表五でまとめた。この案は駁回はされたが、その理由が、まだ自殺する前であった知府に対する罰則が弱いということと、罷市の主犯一人だけを最高刑に処するのは不十分であるということであったので、<sup>(39)</sup>後にある程度加重された部分があっても、基本枠はそのまま維持されていたのではないかと思われるからである。ある面では刑量の最低線であったと見て良いであらう。

表五に現れていない、民側の関連者は軽微な処罰か寛免であったため省略した。官側にも、差役・斗役の処罰に

表五. 巡撫喬光烈の処罰案

	処 罰 理 由	適用する律例と刑量
陳 德 世	罷市の主犯	光棍爲首例。 斬立決。
陳 克 相	従犯	光棍爲従例。 絞監候。
劉 舉 賢	罷市傳單の貼り。	同上
陽 會 庵	仮公済私のため控告を教唆。 訴訟費用の着服。	「假以建言爲由、挾制官府、 報復私讐」例。 發附近充軍。
劉 周 祐	訴訟費用の分得。 縣審での発言抵觸。	不應重律。 杖八十、枷號二個月、 滿月折責三十板。
保 長 李 長 禧	訴訟費用の立替で利益を図る。	同 上
陳 堅 方	歛錢伝單の筆写。	同 上
知 縣 李 騰 淵	倉穀の短価買入。事端の醸成。 刁民を早速査拿せぬ。	「監臨官吏低價買物、多取 價利、強者准枉法論」律よ り加重。杖一百流三千里、 烏魯木齊等処に発往。
千 總 向 萬 功	首従犯を早速査拿せず、息事 を希図。 庸懦無能。	溺職例。 革職。
櫃 書 唐 大 禮	各書役に票錢を多索せしむ。 着服（五兩以下）	「蠹役詐贓十兩以下」例。 發邊充軍。
櫃 書 陽應兆・文有光等	票錢多索・着服	「蠹役詐贓一兩至五兩」例。 枷號一個月、滿月杖一百、 各折責四十板、革役。
差 役 劉 魁・鄒 榮	魚価の着服（五兩以下）	同 上
斗 役 蔣 英 清 等	蓆穀の掃取（少量）	不應重律。杖八十、各折責 三十板、革役。

類する処分を受けた兵書・家丁などがまたあるが、それらも省略した。人に対する処分の外、知縣の短価銀二九七兩六錢と、差役の侵用漁価銀三兩二錢一分は、各戸に分けて支給し、額が少ない他の吏役の多取分と、李長禧の立て替えた訟費十四兩及び陳德世が舖戸から取り立てた一、一一八文は、全て入官せしめることにした。

右で述べたように、以上の案がむしろ弱いと評価されたので、少なくともそれくらいは実行されたであろうという前提の上で、以上の措置を検討してみよう。罷市を起した主動者は光棍例によって斬立決、従犯は絞監候に批定されている。既に若干言及はしたが、これは雍正三年・乾隆十三年以来の規定によるものであった。この光棍例というのは、順治十三年恐嚇取財律の例に制定され、康熙十二年、絞から斬立決に罰則が強化されたものである。<sup>(41)</sup>その内容が、取財の有無を問わず、首従犯を極刑に処するので、罷市や聚衆抗官を起した者の処罰に適用しやすい例であったと思われる。

官吏の不正を告発したそのものは罪に問われていない。ただ、陽會庵に対しては、それを利用して私怨を晴らし、また官府に強制しようとしたという罪に問うており、劉周祐に対しては、知縣の審問時無礼であったという理由で、<sup>(42)</sup>不応為律が適用されている。<sup>(43)</sup>官吏不正の告発は律例で禁止されてはいないだけに、それが罪に問われていないのは当然ではあるが、不応為律の適用などを見ると、それを抑制しようとする態度が根底に敷かれているとも考えられる。

知縣李騰淵の処罰は、彼が不正を働いたし、また事件を触発した張本人であったため、当然であろうが、千総向萬功を無能と規定し革職したのはどうであろうか。法律的には勿論関連例があつて瑕疵はないが、<sup>(44)</sup>罷市を一日で終らせる等、事件を拡大させなかったことや、その結果極刑に処される人も減つたに違いないという面はどうである

うか。民の方から見ると、千総が「庸懦無能」どころかむしろ仁慈に富んだ官として讃えられたのではないだろうか。文集とか野史類では、罷市を始めとする民の抗議事件を無事に収拾した官吏が愛民した官吏として誉められている。<sup>(45)</sup>

何れにせよ、この事件と直接関連がなかった一般民の立場から見ると、不正を働いた知縣・吏役が追い出されたのみならず、金銭的にも損害をかなり回復でき、これより良いことはない。彼らとしては、罷市というものがけっこうやる価値のあるものとして思われたかも知れない。そして、ことを起し処罰された人々を憐れみ、また彼等の日常の行動はどうであれ、彼等に好感を抱くようになったかも知れない。今やこれら主動者について考察する番になった。

### III. 新寧縣事件の主動者

罷市の第一級主動者は、言うまでもなく陳徳世である。彼は陳堅方と共に東関の地棍であると、官側の報告に出<sup>(46)</sup>ている。同じ報告によると、彼はまた

陳徳世：以伊與陳克相素爲東關舖戶畏懼、隨起意脅衆罷市、挾制釋放。

とあり、陳克相と共に東関の商店街を支配した暗黒街の人物だったようである。また右で翻訳して引用したものであるが、陳徳世が舖戶に罷市を慫慂する時叫んだ「…敢不依從、即同各烟戶民、赴舖吵鬧、搶毀貨物。」等の言葉と、東関だけでなく西南北三関の店舗も罷市したことから見ると、彼は城内の多くの商店街や周囲の郷村にも一定

の影響力があつたと考えられる。

一方、劉周祐は、知縣の審問によれば

劉周祐、曾於上年八月、因訟杖責有案。並非糧戶、亦未承買黃白蠟倉糧等項。

とあり、彼が税糧を納める農民でもなければ官府の買入のため黄蠟・白蠟とか穀物などを請負っている商人でもないと記しているのである。山岳地帯で取り立てて言うほどの産業もない新寧縣の環境で、彼が何か別の生産的なことに従事しているとは考え難い。しかも訴訟を起して杖責を受けたことがあると云っているのを見ると、彼は恐らく所謂訟師のような役割をしていた人物であつたに違いないと思われる。

また陳克相については

縣民陳克相、開張歇店、曾犯窩匪、經縣杖責。又族内墳山、與縣役陳槐爭訟、挾嫌。

とあり、彼が納税・訴訟関係の宿を経営する所謂保歇<sup>(48)</sup>であつたことが分かる。前の陳德世の史料でも出てきたように、彼は德世と同じく東閩商人が恐れていた存在であつたのみならず、劉周祐の釈放運動のため省城に行く計画で、商人から費用を徴収しようとした時、伝單を德世に与えて取り立てさせたことをも考えると、克相も暗黒街に關係しており、むしろその位置が德世より上だつたことが推測される。しかも右のこの史料は、その歇家が盜賊の隠れ場ないし贓物保管処であつたことを示しており、彼が暗黒街で相当の比重を占めていた存在であつたことが確認できる。そして、既に記したように、彼は陽會庵と共に官吏の不正の告発計画を立てた主役でもある。

陽會庵に対する調査には

新寧縣民陽會庵之弟陽虎會、充縣役、後爲衆役排擠、革退。

とあり、弟が一時縣の衙役であったことが分かる。また彼は、屢次言及したように、縣の不正を府に告発した事件の総指揮者であった。彼のような職業について詳細に述べている史料はないが、弟が縣役であったという点（彼が就かせたのかも知れない）、地域の無視できない存在である陳克相も告発計画で彼の指示に従っている点、告発費用を全縣の保長に割り当てるぐらいの実力を持っている点等から推すと、彼は、暗黒街にも影響力を与えるほどの力を所有した、地域の有力者であった可能性が大きい。

以上から見ると、事件の核心勢力である彼等の地域社会での存在形態は、棍徒・訟師・保歇というカテゴリーの集合となる。地域の公的な有力者である紳士層に対して、私的な有力者と言うべき構成である。筆者は、税糧滞納の問題を扱った前稿で、滞納が地域の有力者の力の表現であり、またそうした滞納をするものには、紳士以外に国家から何の特権も付与されていないグループ（前記の「非特権有力戸」も存在したことを説いたが、新寧縣のこのグループこそ他ならぬ非特権有力戸、序文で言及した地域の裏の有力者ではないであろうか。このグループこそ、地域社会で一般民と共におりながら、その日常生活に影響を与え、且つ公的なことでは彼らの代理役割（包攬）もしたりする、地方の裏の有力者であったと見て良いであろう。

ところで裏の有力者ということを考えて、新寧縣の彼等には一つの構成要素が欠けていることに気が付く。それは吏役である。彼等には、国家権力と繋がりを持ち、時にはそれに寄生し、時にはそれを利用しながら、地方で

の自分たちの位置を確固たるものとさせるに、重要な役割を果たすべき存在が欠けているのである。地域は異なるが、曾て陳弘謀は、地方の取り除くべき存在として、衙蠹・訟師・土豪・地棍を挙げ、彼らが互いに緊密な連結關係を持ってしていると指摘したことがある。陽會庵の弟が縣役であったが追い出されたことと、陳克相が縣役と訴訟で敗北したのは、こうした脈絡で理解すべきではないだろうか。要するに彼等は縣衙に彼等の勢力を植え付けるのに失敗していた。彼等が府衙門に吏役の不正を告発したのも、他ならぬその目的、即ち、現在の吏役を追い出し、彼等の腹心になるべき人物で構成するためのものであったに違いないのである。それは、Ⅱ章Ⅰ節で翻訳して紹介した、知縣が劉周祐を審問する時の記事からも窺われる。

李騰淵：向劉周祐、根問所控書役姓名、劉周祐不能指出、妄行挾制、欲將書役四十余名、盡行斥革、另由四鄉公議承充。

これは、劉周祐のその場での答弁でなく、本来提出した訴状に入っている内容であった。告発内容の真否を項目別に明かす部分を見ると

又控、縣志、三班差役、四鄉公議承充、等語、查係誣妄。其指控縣役陳槐・蕭明、縣書曹起鵬・李志德等、紊亂成規、亦毫無實蹟。

とあり、彼等が全吏役の交替を主張する根拠として、縣志に差役は四郷の公議によって充員されるべきであるとなつているのに、現在の縣役はそういう過程を経ないということを挙げていることが分かる。官側の調査による

と、それは事実無根となっているが。

若し、当時の奏摺に書いてあるように、彼等が吏役を告発したのが、陽會庵の弟が他の衙役から追い出されたことに対しての怨みとかの私怨によるものだけであつたら、<sup>(50)</sup>全吏役の交替を要求する必要はなかつたのではないだろうか。百歩譲つてその可能性を認めるとしても、全吏役の交替を要求するその根源的な意図が何であつたかを考えなければならぬと思う。陽會庵等の隠れた意図は、当時地域社会での彼等の位置と処した状況を把握した上で始めて現われるのである。

結局、事件は罷市に至り、不正を犯した書役とその上の知縣は追い出されたが、彼等もやはり主動者は処刑乃至追放され、その勢力の中核部分が粉碎された。想像に過ぎないが、もしかすると陽會庵はこうした結果に帰着するか恐れ、罷市には全然関与しなかつたかも知れない。とにかく事件は彼等の意図とは違う方向に行つてしまつたが、前述したように、一般民には良い結果となつた。彼等の意図はどうであれ、民衆はこの事件で、彼等に点数を甘く与へたに違いない。

用語自体からも見当は付くが、訟師・棍徒など裏の有力者に対して肯定的な評価を与えている史料はほとんどない。<sup>(51)</sup>官側やそれと近い立場にいた紳士層の書いた史料が多い関係上、当然なことであろう。しかし民の立場から見ると、彼等がいつも悪として評価される存在であつたかは疑問である。新寧縣のこの事件のような非日常の場合を除いても、官との距離が遠かつた一般民衆、基本的に識字もろくにできない人が多かつた民衆の立場から見ると、官と民との間での役割で利益を取っている彼等が、好むと好まざるとを問わず必要な存在であつたと思われるからである。この問題に関する穿鑿は、本稿の範囲を越えるので省略する。ただここでは、新寧縣の罷市もその主動者

は、社会の中間階層に属する人々であったということ、その中でも地域社会の裏の有力者というべき棍徒・保歇などの人物であったということを確認しておくに止める。

最後に、この事件に士人層が全然関与していない点について、少し考えてみることにしよう。I章3節で見られたように、他の地域では生監層が罷市を主導した場合も少なくなかったが、新寧では主導はおろか、千総の要請でむしろ留め立てする立場に立っている。その説明をしてくれる史料は全然ないが、新寧縣の人文環境から若干の推論を試みよう。

新寧縣は寶慶府の南端に位置し、廣西省との境界地域にある。山の深い所で田畑は多くないが、食糧は自給ができるくらいであると言(52)う。また商業上の要衝地でないことから、商人の大部分は現地民で、外来商人は少(53)なく、風俗は大分純朴であると評価されている。そして当地の文化の中心地である長沙と寶慶府城から遠く離れているためか、その人文環境はあまり発達していない。光緒『新寧縣志』卷二三藝文志、曾國藩「詰贈光祿大夫劉君墓碑銘」には

新寧、山邑也。…自古未聞、偉人傑士出於其間、亦乏甲乙科第。

とあり、科挙に合格した者の乏しさを言及している。實際方志で調べてみると、雍正年間より事件の起った乾隆二十九年頃まで、進士は一人も無く、挙人は二名、歲貢生は二十六名、恩貢生三名、拔貢生二名である。その他、毎年十五名の入学定員がある生員がある。(57)

こうして見ると、新寧縣で紳士層の大部分を占めているのは他ならぬ生監層であり、彼らの地域での位置は、人

文環境の発達した他の地域の生監層と同一ではあるまいということに気が付く。<sup>(58)</sup> 新寧地域で彼らは、何か特殊な存在、一般民とは大分區別される存在ではなかっただろうか。光緒『新寧縣志』卷十九風俗志には

士氣敦樸、無羈凌陋、習能安貧、賤恥奔競、鮮出入有司衙門者。然頗多喬野。

とあり、道光志にも大同小異な記事が載っている。<sup>(59)</sup> 要するに、この地域の生員は、貧しくても世事に関与するか官衙に出入りすること少なく、勉強に励んでいたということである。とすると、彼らは、ふだん市井の人々との交際も少なく、民衆と立場を一にする機会も多くなかったと見て良いであろう。彼らに「喬野」、即ち、傲慢で且つ洗練されていないという評価が下ったのも、かかることと関連があったかも知れない。彼らが、罷市まで行ったこの事件に、全然干与していなかったことや、彼らが開市を説得した時、商人たちが従わなかったことも、こうした背景の上で、考えるべきであろう。

この事件と紳士層との関係についても一つ推定できるのは、彼らと知縣李騰淵との関係である。李騰淵は、革職され重い処罰を受けた知縣としては珍しく、附伝ではあるが、地方志の名宦に伝が立てられている。<sup>(60)</sup> そこには、書院建築の完成や、重農礼士など、学校関係のことを重視した彼の業績が称賛されている。<sup>(61)</sup> つまり彼は紳士層に大変評判が良い知縣であったのである。こういったことから、紳士層がこの事件に対して取った態度について見当を付けることができると思う。

## IV 罷市に対する国家の対応

## 1. 国家の対応策の推移

新寧縣の罷市事件は我々にさほど大きな事件とは感じさせてくれない。罷市も一日で終わったし、何か大きな示威とか暴力事態も起ったことがない。しかし当時の権力側、特に乾隆帝は、相当重大な事件として扱っている。事件の報告を受けて下した論には「地方遇有此等重案、爲近来罕見之事」と言い、巡撫喬光烈を責める部分では「顯有徇庇屬員、化大事爲小事之意」と述べている。<sup>(62)</sup> また罷市を起したことの不当性については

然小民畏官奉法、自屬閭閻常分。果因吏蠹而控之府、又何難以受府縣之覆護、催折而上督撫乎。豈得因一朝挾忿、  
 膽敢釀金閉戶、公然藐視王章。國家三尺具在、又豈能以一二有司之不職、遽爲刁頑曲貸哉。<sup>(63)</sup>

と言い、府に告発してうまく行かなかつたら省に告発すべきことなのに、なぜ罷市などをやるのかと咎めている。中央から刑部侍郎を派遣し、総督と一緒にことを処理させたことや、帝の厳しい問責の対象となった知府が自殺までしたのは、既に述べた通りである。

他の事件を見ても、民の騒動か抗官等のことが生じた時、罷市が起ったか否かは、報告の非常に重要な焦点の一つとなっている。例えば、Q 16、即ち乾隆十六年五月に起った杭州での旗・民互闘事件で、巡撫永貴は、搶奪と罷市が起っていないことを、そこに力点をおいて報告している。<sup>(64)</sup> また翌年十月、福建興化府で発生した童生の学生定員に関する抗議騒動事件でも、福建將軍新柱・巡撫陳弘謀等は報告で、露店商が一時ものを集め収めたことはあつ

たが、間もなく商いを再開し、罷市は行なわれていなかったと、力説している。<sup>(65)</sup>

何故彼等は罷市が起っていないことを強調したのだろうか。一つ考えられることは、事件を起した人の刑量の問題である。同じく騒動が起ったとしても、罷市の有無によって、下される刑量には差があるからである。Q 14の例を見ると、巡撫安寧は罷市が未遂に終わったとして、主動者である生員に「刁徒直入衙門挾制官吏」例を適用し、「發邊外爲民」に処することを上申したが、乾隆帝は、罷市は實際起らなかったとしても、既に伝單も書いて城門に貼る等、計画を実行していたのだから、罷市と見做し、光棍例を適用せよと命令しているのである。<sup>(66)</sup>

もう一つ考えられることは、事柄の持つ意味の差である。後述するが、罷市は、官吏の方に何か問題なることが先にあつて、民がそれに反発するものであるという認識があり、地方官にとっては、自分の保身やキャリア管理が念頭にあつたかも知れない。

かかることへの考慮のためであろうが、罷市事件そのものを報告しない地方官も相当あつたようである。表一のY 17、Q 15の史料を始め、他の史料でも最初知縣が報告をしないまま済まそうとしたことが挙げられている。雍正二年、湖南巡撫王朝恩は、「逐官罷市」の問題を報告する奏摺で、州縣官は「功名難保」を恐れ事件を隠そうとし、上級官は問題の拡大を懸念し、ことを紛らしていると指摘する。<sup>(67)</sup>

こうしたことが多くあつたためであろうが、雍正二年には、罷市が起ると、関係地方官は必ず上部に報告すること、然もないと条例によって処罰する、という規定ができた。<sup>(68)</sup>乾隆五十三年の例では、督撫はまず事実報告を早くせよ、とさらに強調することとなる。<sup>(69)</sup>また皇帝の関心の度も強くなって来た。乾隆帝は特にそうである。新寧縣の事件に寄せた関心もその例であるが、右に記した乾隆十六年の浙江巡撫永貴の報告は、帝より搶奪と罷市が行なわ

れたか否か問い質された後、再び報告した奏摺である。それだけでなく、右記の十七年事件に対しては

且貿易人一時撤閉、尙非罷市而何。觀陳弘謀所奏、似猶不免大事化小小事化無之意。此甚不可、著傳旨申飭。<sup>(70)</sup>

と述べ、再調査を命令しているくらいである。何故罷市はこのように強い関心を持たせる重案として扱われたのだろうか。まず、いつ頃からそれが始まったかという点から調べることにしよう。

康熙年間、罷市に対する厳格な対応が見られない。また罷市に対する一般的な罰則規定もない。ただ駐防旗人の横暴で罷市が起った場合の規定はあるが、それも民側ではなく、騒乱を起した旗人を枷号三個月・鞭一百に処するといふくらいのものであった。<sup>(71)</sup> 康熙時代の硃批奏摺類を見ても、やはり罷市に対する厳しい態度は現われない。

表一のK8で、報告に対する康熙帝の硃批は、下記のような提督の措置、即ち、民が罷市して要請した通り、出境売米を禁止し、またそのようなことを行なった悪徳商人及び関連した勢力を処罰した、その措置をよくやったと誉めているだけで、罷市については一言半句もない。また罷市まで行つた事件ではないが、康熙四十七年夏、安徽地方に水害が生じた時、巡撫劉光美が搶奪及び辱官が起つたことを報告する中で「近日民風驕悍」と云つたのに対して、帝は

皆因爾等平日不能撫恤、故上下兩江地方、往往有事。<sup>(72)</sup>

と硃批を下し、むしろ地方官の方を責めている。乾隆帝の右記した態度とは懸隔が甚だしい。

罷市に対して強い関心を注ぎ、厳しく対応し始めたのは、雍正年間である。前述したように、雍正二年には、地

方官に罷市の報告を義務付けさせたし、三年には、地域が福建に限定されてはいるが、罷市を起した者に嚴罰を与える例を設けた。<sup>(73)</sup>ただ雍正帝は、罷市を起した側と問題の対象になった官吏とを同じ比重で処理するという方針を取っていたらしい。Y18事件のもう一人の報告者である安慶巡撫趙國麟に下した硃批に

抗官藐法之習、自應徹底窮究、盡法懲治。：尚該令徇私納賄、有以激成、亦當嚴禁示懲。勿因恐長刁風一語、遂置貪官汚吏於不聞、而使百姓含冤莫雪也。<sup>(74)</sup>

とあるのが、それを語ってくれる。

ところが、乾隆時代になると、罷市を起した側を先に嚴重に処罰し、糾弾の対象となった官吏の処分は後回しにするのが普通になったようである。それは、新寧縣事件と関連して出された乾隆帝の論に

向來外省抗官之案、雖事涉有司、應行參處、亦必首懲糾衆之人、而於官員應得處分、不即汲汲究治。誠慮匪徒因此長膽、不可不防其漸也。

とあることから窺われる。<sup>(75)</sup>帝の関心の強さは前述した通りであり、その罰則も一層厳しくなった。当時は、新寧縣の例でも出たように、犯人たちには、雍正三年以来の光棍例が適用され、主犯は斬立決、従犯は絞監候に擬定されたが、乾隆五十三年の例では、主犯を斬決梟示に、従犯を斬立決に、と改めた。<sup>(76)</sup>

## 2. 罷市認識の変化

右のように、雍正年間以来罷市に対する国家の対応が段々硬化したのは、どういふ原因から来たのであろうか。それには康熙・雍正・乾隆の三帝それぞれの統治方針の差(77)から来たものもあるであろう。しかしそれだけでは勿論説明にならない。それよりは、権力側の罷市に対する認識の変化の問題や、その元となる民側の動き等が検討されるべきである。

罷市に関する罰則は、大体兵律の激變良民条に載っている。それは、罷市というのが、官側が良民を「激變」させてから来るもの、つまり官側の何か望ましくないことの働きが先にあつてからこそ起るものであるという認識が元々あつたことを示している。雍正二年、湖南巡撫王朝恩は、前述した逐官罷市の問題を報告する奏摺で

大凡刁横惡習、半由州縣之激起、半由督撫之縱成。州縣橫征暴斂、不能體恤民情、平時倚德矜惡棍爲羽翼、及至所求不遂、即構讐勒索、罷市辱官。…各省每有此弊。(78)

と述べ、やはり官側の問題が先にあると現実の分析を行なっているのである。しかも罷市そのものは暴力的な騒動でもないし、そこから出てくる要求は民一般の意思であるという認識が元々あつたことは既に1章2節で述べた通りである。清代に至るまで、法律的に罷市に関する規制がなかつたことや、康熙時代の前記したような寛大さは、こうした脈絡で理解すべきではなからうか。

ところが、雍正年間以後は、罷市に現われる民意の純粋性のようなものが、いよいよ疑われるようになった。何よりも民一般の意思であるかと思われたはずの官吏の留任要請も、地域の棍徒などの「把持衙門」の策略によるか、(79) 当事者である官員の買収によるものとかが多くなつたようである。表一のK11とY16はその例であり、外にもそれ

に関する報告は見える。<sup>(80)</sup>そして留官罷市以外の罷市の諸事件も、遂に民の「刁風」として規定され、罷市を主な手段としていない諸騒動と共に、いわゆる聚衆抗官の範疇に分類されることとなった。雍正三年以来の諸関連例には、必ず「聚衆罷市罷考打官等事」のように連称されており、そうしたことと罰則も同じく適用されている。極刑に処される「聚衆抗官」に罷市が含まれたということは、以前のように罷市に対して同情的に見るとか、民意として受け入れるとかのことは、あまりにも距離の遠い認識が成立したことを意味する。康熙年間のK3事件で、知縣が出て民に謝罪してから罷市が止められたということは、それこそ昔話になった訳である。

かかる官側の態度変化は、言うまでもなく、民衆の動きに対応したものである。民衆の方としては、自分たちの生存や利益の確保のため何かを官に要求するのに、罷市は効き目のある良い手段であったのである。新寧縣でも主動者たちは、迅速な効果を得る目的で罷市の方を選んだ。他の諸事件も大体同様の期待を持って行なわれたことは既に1章2節で見た通りである。つまり罷市は、以前甘く見られた時代は言うまでもなく、蔽罰の条例が出た後も、依然として効果的な請願手段ないし抵抗手段であったのである。蔽しい例によって犠牲者は出ても、その要求や請願の内容は、大体速やかに検討・処理されたのである。民側も充分こうしたことを認識していたので、多くの事件を起したのではないだろうか。

民側のこういう動きは、権力側から見ると、決して好ましいことではなかった。それに当時は罷市以外にも所謂聚衆抗官事件が多く起っていた。権力側は、雍正年間以来、そうした動きに何か歯止めを付けようとし、そこから蔽しい対応策が生まれたと考えられる。当時なぜ聚衆抗官事件があのように多く起ったか。それは後日を期したい。

## むすび

罷市が起るといふことは、その前提にある程度安定した社会状況が存在していることを意味する。まず不断に商人の正常的な営業活動ができる状況があればこそ、そして官側も民の要求を検討・処理すべき余裕がある状況であればこそ、罷市が意味を持つからである。比較的安定した時代で、よく「盛世」と呼ばれている康熙雍正乾隆時代に罷市事件が多く起つたのは、こうした意味合いで理解すべきである。

新寧縣で罷市が起つた原因は、縣政府を告発した者を知縣が拘束したことに対する抗議であった。このような官側に対する抗議ないし何かの要求が、他の事例でも罷市の原因の大宗になっていた。そして罷市が主な闘争手段として用いられている場合、それを通じて要求していた内容は、行き詰まりに追い込まれた生存闘争的な性格よりは、ある程度の余裕を持つ上での利益確保闘争的な性格のものが主流であった。新寧縣の場合も、原因の根底には、地域社会の裏の有力者たちの勢力強化の目的が敷かれていた。

新寧縣でことを起した裏の有力者とは、棍徒・保歇等で、地域社会の中間層とも言うべき人たちであった。康熙年間より新寧縣事件が起る頃までの、全国的な罷市の例を見ても、裏の有力者が主動したものが、最小限十件から最大限二十九件に見積もられる。そこにもう一つの社会の中間層である生監層の方を足すと、全体の約40〜78%（2151〜4051）に達する。罷市を起した主動者の半数以上が社会の中間層であったと言っても過言ではない。特に裏の有力者である棍徒は、新寧縣の場合のように、商店街を支配している可能性が大きく、罷市を主動しやすい位置にあったと思われる。その外、商人自身とか特定職業の人が主動したものがあつたが、社会の上層部に属する人

はなかった。それは、罷市を主動する者は、少なくとも民衆と同じ立場にもなれるくらいの階層でなければならぬということを示しているのではないだろうか。

罷市を起した人に、商人自身より、他の集団の者がずっと多いのは、罷市が、商人たちの意思を表示するだけでなく、地域民全体の意思表示としての意味を持っていることを窺わせる。だからこそ、商人たちは商いに別に危険を感じていないのに、主動勢力はまず店を閉めるように懲慥ないし脅威したのであり、官側も、何の暴力的な手段を伴わない短時間の罷市の場合も、重大な事態と見做し対応したと思う。こうしたことは、別の方向から見ると、罷市を通じて出てきた民側の抵抗や要求の内容を、官側が速やかに検討・処理したことを意味する。当時頻繁に罷市事件が起ったのは、まさしくこのためであろうし、権力側も当然それに歯止めを掛けようとした。

権力側のこうした対応は、罷市の主動者の嚴罰へと導いて行く。それは雍正年間に始まって乾隆年間に一層強化された。新寧縣でもその主動者は容赦なく極刑に処された。また所謂刁風を抑制するということで、罷市で要求したものの処理を後回しする方針も固められてきた。これらの対応は、罷市も含めて当時広範に起っていた聚衆抗官事件への対策として出てきたものである。従って、罷市と他の聚衆抗官事件との関連や、聚衆抗官一般に関する考察が必要となる。次の課題である。

新寧縣の場合、罷市は縣城とその周囲の四関の市場で行なわれた。新寧縣は山岳地帯であり、また商業もさして発達した地域でもなく、罷市するとすれば縣城になるほかないであろうが、商業が発達し、鎮も多い他の地域でも、やはり縣城・府城・省城のような行政中心地で起る場合が多かった。罷市が官側に対する何らかのアピールであることはここでも見られる。しかし「はじめに」でも断ったように、罷市が行なわれる場の社会経済的な分析は、こ

ここではできなかった。これも今後の課題となる。

注

(1) 都市民の抵抗に関する研究はある程度あるが、そのほとんどが明末民変に集中されている。本稿で扱う時期の都市民の抵抗に関しては、李華「試論清代前期的市民闘争」(『文史哲』一九五七、10期)が唯一な論考であるが、これもやはり明末民変規模の事件を主に扱っているのである。実証よりは理論に充実した論文である。

(2) 従来罷市に関する律例はなかったが、康熙二十一年、駐防旗人の横暴の取締の「例」の中で、旗人によって罷市が起こる場合の罰則が制定された(『雍正會典』卷一一四、兵部、擾民禁例)。しかし、これは駐防旗人を対象とした特殊な例であり、一般民を対象とした例は、雍正三年初めて制定された(『光緒會典事例』卷七七二、刑部、兵律、激變良民)。乾隆年間にはそれが更に厳しくなる。これについてはV章で論ずる。

(3) 史料に、正常的に閉店するのを罷市と呼んだ例が全く無いのではない。南宋の臨安の記録である『夢梁錄』卷十六、肉舖にある記述がそれである。しかし、罷市を本稿の定義に従って使うならば、これは罷市の例に含まれない。

(4) Y8とY9では捨米が、Q2では「特衆鬧堂、打毀衙署」が罪に問われている。他の事件はその事柄を見ても見当が付く。Q17は軽微な事件で、やはり罷市が問題になっていない。

(4a) 中には主たる手段がどちらか判断し難い場合(Y18、Q4等)もあったが、取合えずVの方に重点をおいて分類することとした。またMVとの区別も難しいものがあつたが、ここでは一応、史料上「勒令罷市」又はそれに類する表現がある場合、Pに分類した。

(5) Y17は佃戸の地主に対する闘争の意味が大きく、K3は旗人への抗議ではある。しかしそれらも、その請願の相手は地主や旗人ではなく、官府であつたのである。

(6) 『晋書』卷三十四、羊祜列傳。

(7) 『舊唐書』卷一三五、『新唐書』卷二二三下、盧杞列傳。

(8) 罷市以外の方法とは、大体罷市より強烈な闘争手段である。例えば、MVの事件で見える品物の搶奪を始めとして、搶

- (9) 米や外糶阻止(Y 7、Q 10・15)、官署開入または官吏毆打(K 7、Y 5・17、Q 4・9・11)、示威籠城(Y 14、Q 1)等がそれである。なお、Cが「其の他」に分類されていても、PVに属しているもの多くは、右のような手段に訴えている。
- (10) 自然災害などによる米価騰貴の下で、食料の確保が問題になっている場合が多い。表一の該当事件の史料参照。例えば、K 1とY 1は、官側の措置から予想される経済的な不利益に、住民が反対して起ったものであり、K 2は商人に対する重課税が主な問題であった。また、官側の記録だけで断定するのは難しいが、災害の認定を要求したQ 6の場合、官側は、二度に亘って別の官員を調査に当て、災害不成立の判定を下している。Q 14の場合は、水害が起ったのは認められたが、全面的な賑恤を実施する程ではないと判断されているのである。
- (11) MCの中で、K 2は生員の方に入れ、並称されているY 16とQ 12は、割りと商人の主体性が大きく見える事件で、この範疇に属させた。舖戸と書いてあるQ 17は、MVのため除外した。
- (12) 『高宗實録』十六年六月甲寅(十九日)
- (13) 関斗基「清代生監層の性格」同氏『中国近代史研究』ソウル一九七三、一二五—七頁ff。(日訳は『明代史研究』四、五、一九七六、一九七七)。举人は、既に明の中期以後より、多く入仕できず社会的に滞られ、生監層とさして差がない場合もしばしばあった(呉金成、渡昌弘訳『明代社会経済史研究』東京、一九九〇、五九—六三頁)。举人よりもっと社会的地位が低い武举人はその状態が更に敵しかったのではないだろうか。
- (14) 表一の諸事件の中で、この場合に属するのは全部十四件である。これらは大体MCかPCの範疇に属し、その連関性を説くべきであるが、ここでは省略する。
- (15) 註1の李華の論文の六十二頁では、この方法が清初になって始めて使われたとあるが、その根拠は提示されていない。
- (16) かかる人たちが社会の中間層に属すると見て良いであろう。K 11に出てくる訟師やK 9の吏役はその例である。吏役の中で、衙役はその水準が低く、社会的に卑しく見られた(T'ung-Tsu Ch'u, *Local Government in China under the Ch'ing*, HUP, 1962, p. 62ff.)が、しかし実際には彼等が官の力を背後に持つており、民衆は彼等の機嫌を取らねばならない位置に処していた。また彼等は、土豪とか訟師のような中間層有力者の主要な協調者ないし奉仕者の役割をもっており、中間層の一員に入れるべきだと思うのである。Ⅲ章参照。

- (17) 拙稿「明末清初の税糧滞納に関する一考察——蘇松地域を中心として——」(『待兼山論叢』史学23、一九八九) 二五、三十一—四十頁参照。
- (18) 現在まで裏の有力者に関する研究は、上田信「明末清初江南の都市の無頼をめぐる社会関係——打行と脚夫——」(『史学雑誌』90—11、一九八一)、川勝守「明末清初の訟師について」(九州大学『東洋史論集』9、一九八一)、安野省三「中国の異端と無頼」(『中世史講座七、中世の民衆運動』東京一九八五)等があり、個々の部門での成果はあるが、地域社会の「裏の有力者」グループという視角から出発した研究はない状態である。
- (19) 『宮中檔乾隆朝奏摺』台北、一九七五ff.(以下『乾』に略す)乾隆23年9月21日署湖廣總督常鈞、湖南巡撫喬光烈奏摺(『乾』22輯、六七—頁以下)。以下の記述は、特別な註がない限り、この史料による。
- (20) 史料はまだ見つかからないが、恐らく、花戸が自封投櫃で納税すると与えられる串票截票類(『清國行政法』第六卷、三十六—七頁、山本英史「清初における包攬の展開」『東洋学報』59—12合、一九七七、一四六—八、一五五—六頁等)と絡んで要求される手数料であろう。
- (21) 穀物を升で量る衙役。新寧縣には四名があったという(道光『新寧縣志』(以下道光志と略す)卷八、田賦、存留經制款項)。
- (22) 二十八村以外に、苗族の居住区域である尙が八つ、縣の西北地域に密集してある(道光志卷三、疆域)。
- (23) 二十八村を指す。東西南北四郷に各々七村ずつ属していた(同右)。
- (24) 納戸が自封投櫃で銀兩を納める時、官衙で銀匠の純度検査を受けねばならないが、その際、銀匠の不正が働く余地がある。註20の資料参照。
- (25) 巡撫の奏摺によると、後に調査した結果、告発項目の中で①と②は事実であるが、外は捏造または誇張であるという(註の19の史料六七—頁)。
- (26) 縣志にそう書いてあると主張したらしい。次章参照。
- (27) 地図で、東門である振文門の外から迎陽街を通って、北の金城書院までの道が主な範囲である。光緒『新寧縣志』(以下光緒志と略す)卷三、疆里志。
- (28) 城内に駐劄し、新寧縣を管轄する、綠營の指揮官。城外には外委一名が兵士と共に駐屯している(道光志卷十四、兵

- (29) 関連方志に記載はないが、恐らく、明代以来城内の里甲正役であった坊長に類するものである。坊長に関しては、山根幸夫『明代徭役制度の研究』（東京、一九六六）四九―五〇頁、栗林宣夫『里甲制の研究』（東京、一九七二）八九―九〇、九五―九六頁等参照。
- (30) これは『乾』22輯、四五―二頁に載っている。
- (31) 『高宗實録』29年9月己未（十日）
- (32) 同右。
- (33) 同右。
- (34) 『乾』29年10月6日、喬光烈（22輯、七九五頁）
- (35) 『高宗實録』29年10月甲午（十六日）
- (36) 『清代職官年表』（北京、一九八〇）第二冊、一四一八、一六一四―五頁によると、雲貴總督吳達善が湖廣總督に任命されたのは六月二十四日であった。彼が到着するまでの総督の位は、湖北巡撫であったが六月二十六日雲南巡撫に発令された常鈞が署理の職に就いていた。
- (37) 『高宗實録』29年11月甲寅（七日）
- (38) 『乾』30年7月2日、湖廣總督吳達善（25輯、四〇三頁）
- (39) 『高宗實録』29年10月丁亥（九日）
- (40) 陽會庵が、訴訟費用八両の大半を、劉周祐等と四名で着服した後、また経費が要ると言って、李長禧はまた六両を出し、計十四両となった（註19の史料六七四頁）。
- (41) 『清律例彙纂』卷二十刑律賊盜下、恐嚇取財。明代の例に光棍が見えるのは、戸律の攬納稅糧条で、死罪に至らなく、その立法趣旨が異なる。薛允升著、黃靜嘉編校『讀例存疑』重刊本第四冊、七一―二頁及び黃彰健『明代律例彙編』下冊、五二八―五二九頁。
- (42) 陽會庵と劉周祐には訴訟費用の着服というもう一つの理由が付いている。表五参照。
- (43) 札に非ざる行為に対する不応為律の適用については、中村茂夫「不応為考」、『金沢法学』26―1、一九八三）十二―

十三、二〇—二四頁参照。

(44) 『清律例彙編』卷十五兵律軍政、激變良民。

(45) 例えば表一のQ8で、事件の被害者を最小限に縮めた冀寧道富察庸を、袁枚が讃えている。また、嘉慶年間ではあるが、貴州黃平州の聚衆抗官事件を、罪なき被害者を出さずに収拾した鎮遠知府朱桂楨もそうした人物である(『清代史治叢談』卷二、朱太守捨身賑饑)。

(46) 『乾』23年9月12日、喬光烈(二十二輯、六七—頁以後)。以下引用する史料はこれによる。

(47) 農業と商業以外には工業であるが、新寧地域は、これと言うべき工産品とか芸術品がない。ただ、錫が出ており、錫工はいるが、それも技術者は全部隣縣の人であった。秋冬には農民が、その加工品を外部に持って行って売っているという(道光志卷二十九、風俗、光緒志卷十九、風俗志)。

(48) 『福惠全書』卷六錢穀部、18a、卷十一刑名部、18a—19b参照。錢糧関係のみではあるが、西村元照「清初の包攬」『東洋史研究』35—3、一九七六、一一六—七頁も参照。

(49) 陳弘謀『培遠堂偶存稿』文檄卷四十三、嚴拿衙蠹土豪訟棍地棍檄。

(50) 註19の史料六七四頁。

(51) 例外的に訟師が称賛された場合もある。雍正年間に松江府のある訟師が正義なる訴訟のみをし、また非常に明晰に事件を解決したと誉められている(『清代史治叢談』卷三、訟師片言折獄)。

(52) 道光志卷二十九、風俗。

(53) 同右。

(54) 光緒志卷十九風俗、道光志序文等、多くの所で散見される。

(55) 嘉慶年間の知縣、羊拱辰は、数十年間科擧に受かった人がないと嘆き、「諸生よ頑張れ」という趣旨の文章を書いてある(光緒志卷十三藝文志、遷建文廟碑)。

(56) 道光志卷二十選舉一。

(57) 道光『寶慶府志』卷八十九禮書三。

(58) 地域によつて紳士層の位相が異なっていることについては、濱島敦俊「中国の郷紳」(国際歴史学会議編『歴史研究

- (59) の新しい波』東京、一九八九) 三二二―三二三頁参照。  
道光志卷二九、風俗には「青衿之士、甘菲陋。閉戸讀書、無他營非。錢糧公事、公門絕跡。」とある。傍点がある所の解釈が問題であるが、前の文脈や光緒志の記載内容を参照し、このように取った。この解釈に濱島敦俊教授の御教示を得た。
- (60) 道光『寶慶府志』卷百十政績録六、温元章。  
同右。李騰淵は乾隆二十五年に着任し、事件の当時、赴任五年目であった。
- (61) 『高宗實録』29年9月己酉(十日)  
同右書29年9月丁未(八日)。この文章は『光緒會典事例』卷七七二刑部、激變良民、歷年事例にも載っている。
- (62) 『乾』16年9月14日、浙江巡撫永貴(1輯、六五七―八頁)
- (63) 『乾』17年11月2日、新柱(3輯、二一三―四頁) 及び同17年11月21日、陳弘謀(3輯、三七四―五頁)
- (64) 『高宗實録』12年3月戊午(二十八日)
- (65) 『雍』2年11月4日、湖南巡撫王朝恩(3輯、四〇七頁)
- (66) 『雍正會典』卷一九四、刑部、奸徒結盟。
- (67) 『光緒會典事例』卷七七二、刑部、兵律、激變良民、五十三年例。
- (68) 『高宗實録』17年12月乙巳(十九日)  
註2参照。
- (69) 『康』47年8月10日、2冊一四一頁。  
註2参照。
- (70) 『雍正硃批諭旨』十六函二冊、趙國麟。
- (71) 『高宗實録』29年9月丁巳(八日)。この文章の脈絡は、今まで官吏の処罰など、民の要求事項は後回しにしたが、今回の新寧縣の場合は、官員の対処が間違っており、官員の処分も直ちにすることである。弾力性はあっても、帝の基本方針は、あくまで民の処罰を優先することであったのは、この文章の続きである註63の引用文を見ても分かる。帝の基本立場は、『高宗實録』13年5月己丑(六日)の次の論によく現れている。朕所矜憐者、顛連而無告者也、

善良自好人也。是宜加恩保護。至於聚衆抗官、目無國憲、乃王法之所必誅、豈可稍爲姑息。

(76) 同註69。

(77) 康熙帝の寛大、雍正帝の嚴肅、乾隆帝の折衷とか言われているが(杉村勇造『乾隆皇帝』東京一九六一、十三頁)、対罷市政策で見ると、それが必ずしも当て嵌まるのではない。

(78) 同註67。

(79) 表一のY6の史料参照。その一部が1章3節で解釈引用されている。

(80) 康熙四十七年湖南布政使董昭祚は留官の買収で弾劾されているし(『趙恭毅公自治官書』卷五、參貢生吳某保留董藩司疏)、雍正三年年羹堯への弾劾でも彼のそうした教唆が罪に問われている(『清史列傳』卷十三、年羹堯)。

### 付記

本稿は、懷徳堂友の会より助成を受けた研究の一部である。また作成に当っては大阪大学の濱島敦俊先生より、色々と懇切な御指導をいただいた。ここに記して深く謝意を表したい。

(韓国江陵大学校講師)